

## オウム真理教の危険性

### 1 オウム真理教とは

- オウム真理教は、麻原彰晃こと松本智津夫が教祖・創始者として設立した団体。麻原の指示のもと、猛毒の化学兵器・サリンを使用して無差別大量殺人行為である松本サリン事件や地下鉄サリン事件をじゃっ起するなど、数々の凶悪事件を敢行
- 現在、団体は、主流派（「Aleph」の名称を用いる団体、「Aleph」と一定の距離を置いて活動する「山田らの集団」）と上祐派（「ひかりの輪」の名称を用いる団体）を中心として活動

### 2 組織現勢

- 【構成員数】 約1,650人（出家した構成員：約250人、在家の構成員：約1,400人）
- 【施設数】 15都道府県下に拠点30か所
- 【報告資産】 約1,700万円（現金・預貯金・貸付金の合計額）

### 3 活動状況

「Aleph」 ～ “麻原絶対” を堅持しつつ、組織拡大に向けた動きを継続 ～

- 麻原の死刑執行（H30.7）後も、麻原への絶対的帰依を扶植する指導を徹底。小・中学生を含む未成年者に対しても子供向けの教材を使用するなどして指導を実施
- 団体名を秘匿した勧誘活動を展開

「山田らの集団」 ～ 平成27年1月以降、「Aleph」から一定の距離を置いて活動 ～

- 「Aleph」同様に、麻原の死刑執行後も、麻原への絶対的帰依を扶植する指導を徹底

「ひかりの輪」 ～ “麻原隠し” を継続しつつも、観察処分を免れるための取組を強化 ～

- 過去の麻原の指示（団体生き残りのため、外形上、オウム真理教とは違う「別団体」を組織して団体を存続させること）を根拠に、観察処分を免れるために麻原色を払拭したかのように装う別団体として組織（H19.5）し、現在も“麻原隠し”を継続
- 現在も麻原を投影した仏画を施設内に掲示し続けるなど、依然として麻原の影響下に。また、かつて「ひかりの輪」が“麻原ゆかりの地”と位置付けた神社仏閣等を訪問する「聖地巡り」を実施

# 「Aleph」が展開する勧誘活動の実態

「Aleph」は、団体名を秘匿して、特に若い世代を対象とした勧誘活動を展開している。

## 第1段階

### 偽装サークルから勉強会に誘導

- 団体名を秘匿したまま、サークル仲間やイベント参加者を募集するウェブサイト上において、「**ヨーガ、心理学、メンタルヘルス等が学べる**」などと宣伝する。
- **募集の対象を主に30歳以下に設定し、オウム真理教に関する知識の少ない若い世代を主な勧誘対象**にしている。
- 応募又は問合せをしてきた者に対して、Web会議システムなどを通じて説明会を行い、勉強会に参加するよう促す。



**<無料>メンタルヘルス講座★**

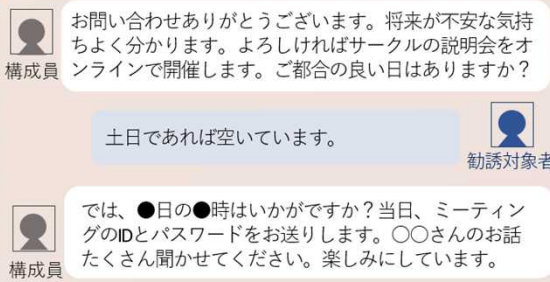
会場 ●●市内のカフェ

対象 18歳～30歳

メンバー募集中!

今までの自分を変えてみませんか?

(実在する偽装サークルの募集案内に基づいて公安調査庁作成)



構成員 お問い合わせありがとうございます。将来が不安な気持ちよく分かります。よろしければサークルの説明会をオンラインで開催します。ご都合の良い日はありますか?

勧誘対象者 土日であれば空いています。

構成員 では、●日の●時はいかがですか?当日、ミーティングのIDとパスワードをお送りします。○○さんのお話たくさん聞かせてください。楽しみにしています。

(実際のやり取りに基づいて公安調査庁作成)

## 第2段階

### 勉強会を重ねて人間関係を構築

- 勉強会では、**構成員が団体名を秘匿した状態で、講師役やその補佐役、サークルの会員役などとして登場し、ヨーガや心理学などの講義や質疑応答、雑談を通じて、勧誘対象者との距離感を縮めていく。また、勧誘対象者の悩みを聞き出し、相談に応じる**などして人間関係を構築する。
- 勉強会の内容については、次第に宗教や精神世界に関するものに移行していき、麻原の名前を出さずにその教えの内容を一般的なものとして解説する。そして、人間関係が一定程度熟してきたところで、**地下鉄サリン事件などはオウム真理教以外の者による陰謀である**と説明するなどしながら、勧誘対象者が団体に対する抵抗感を持たないように誘導する。
- 国内外の様々な分野の有名人の名前を挙げながら「○○(名前)を信用できますか?」と質問を繰り返し、その中で「麻原彰晃を信用できますか?」と麻原の名前を出すことで、**勧誘対象者の麻原に対する抵抗感の有無をうかがう**ケースも見られる。



「Aleph」の施設に対する立入検査で確認した勧誘用とみられる資料

## 第3段階

### 団体名を明かして入会へ

- 人間関係が構築され、団体に対する抵抗感が見られず、入会に応じるだろうと判断した段階で、勧誘対象者に団体名を明かして入会を促す。
- この際、勧誘対象者が動揺するなどし、入会の意思を示さない場合、「**今まで学んできたことが無駄になる**」と強い口調で詰め寄るなどして、勧誘対象者にとって断りづらい精神状態や環境に追い込んで入会させる。

#### 4 オウム真理教対策の現況

##### 公安調査庁は、団体規制法に基づく観察処分等を実施

令和5年10月、公安調査庁は、団体に対する観察処分の期間更新を請求。

令和6年1月、公安審査委員会が8回目となる観察処分の期間更新を決定。

##### ○ 団体施設等に対する立入検査を実施

(令和5年中は、15都道府県、合計39回、延べ43施設)

検査忌避事案や公務執行妨害事案に対しては、警察に告発するなど厳正に対応

##### ○ 団体から3か月ごとに、構成員の氏名・住所、団体の土地・建物等に関する報告書を徴取(通算97回)

##### ○ 関係地方公共団体の施策に資するとともに地域住民の不安感の解消・緩和のため、関係地方公共団体の求めに応じ、調査結果を提供

(令和5年中、23自治体、延べ46件提供)

なお、「Aleph」は、団体規制法で定められている報告すべき事項の一部を報告しなかったことなどから、令和5年3月以降、再発防止処分の対象となっており、①「Aleph」管理下の土地・建物の全部又は一部を使用することが禁止されるとともに、②金品等の贈与を受けることが禁止されている。

##### 無差別大量殺人行為の再発防止のため、組織的違法行為の厳正な取締りを推進

##### ○ 主な取締り状況

H30.1	団体名を隠して仏教の勉強会を装って勧誘した際、入会契約時に契約書等を交付しなかったり、契約解除を妨げるため不実の告知をした事件(特定商取引に関する法律違反)
H30.2	団体施設として使用することを隠してマンションを借りた事件(詐欺)
R1.12	構成員が預金口座をヨガ教室の運営に使用する目的であるのに、共犯者が利用するかのよう装って開設した銀行口座を譲り受けた事件(詐欺)
R2.2	公安調査庁の立入検査時にパソコンを隠匿した事件(団体規制法違反)
R3.4	公安調査庁の立入検査を妨害した事件(公務執行妨害)
R3.5	団体名を秘匿したヨガ講座を装って勧誘した際、入会契約時に契約書等を交付しなかったり、団体への勧誘である事実を告知しなかった事件(特定商取引に関する法律違反)
R3.5	団体の勧誘拠点として使用する事実を隠して、住居用として使用する旨を不動産会社に虚偽申告し、マンションの一室を借りた事件(詐欺)
R4.12	団体名を秘匿したヨガ講座を装って勧誘した際、入会契約時に契約書等を交付しなかったり、団体への勧誘である事実を告知しなかった事件(特定商取引に関する法律違反)
R5.12	公安調査庁の立入検査時に資料を抱え込み検査を拒否した事件(団体規制法違反)
R5.12	公安調査庁の立入検査時に再発防止処分により使用を禁じられた道場で、大声を上げるなどして検査を妨げた事件(団体規制法違反)
R6.1	契約者とともに契約者以外の者を居住させる目的を隠して、マンションの一室を借りた事件(詐欺)

##### ○ 団体施設を管轄する都道府県警察では、地域住民の平穏な生活を守るため、団体施設周辺の地域住民や関係する地方公共団体からの要望を踏まえるなどして、団体施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施

# オウム真理教の拠点施設

\* 団体中央部署、支部等として使用されている施設

□ は主流派の施設(25施設)

□ は上祐派の施設(5施設)

